

中野区における暴力団排除の考え方について

暴力団は、全国的には減少傾向にある一方で、東京都への進出が目立ってきている。都内の人口は全国の約1割であるが、平成23年の国内における暴力団員数(準構成員を含む)約7万人のうち、約2割が都内で活動しているといわれている。

このような状況の下、東京都では平成23年3月に東京都暴力団排除条例を制定し、10月1日から施行しており、全国的にも、全ての都道府県で暴力団排除の条例が制定、施行されている状況である。

こうした暴力団排除に向けての都道府県の取り組みを受け、市区町村においても、暴力団排除条例の制定を含む暴力団排除の取り組みが拡大している。

中野区においても、これまで競争入札の参加や区営住宅等への入居において暴力団排除の措置を講じているところであるが、区の全ての事務事業における暴力団排除を進めることや、区民、事業者における暴力団排除の機運を高めていくことが求められている。

区は以下の考え方にもとづき、区並びに区民等の連携、協力により、暴力団排除の取り組みをより一層推進していくこととする。

記

1. 暴力団排除の考え方(案)

(1) 基本理念

暴力団が区民の生活及び区の区域内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識のもと、

- ・暴力団と交際しないこと
- ・暴力団を恐れないこと
- ・暴力団に資金を提供しないこと
- ・暴力団を利用しないこと

を基本として、暴力団排除活動を推進していく。

(2) 区の責務

区は、区民等の協力を得るとともに、警察署や関係機関等との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を推進する。

(3) 区民等の責務

区民等は、次に掲げる行為を行うよう努める。

- ・暴力団排除活動に資する情報を知った場合の、区又は警察等への情報提供。
- ・区が実施する暴力団排除活動に関する施策への参画、協力。
- ・暴力団排除活動への自主的かつ相互に連携した取り組み。

(4) 区職員等への不当な行為に対する措置

区の職員等が暴力団による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備その他の必要な措置を講ずる。

(5) 区の事務事業に係る暴力団の排除措置

区は、区が行う事務事業（契約、補助金等の給付、公の施設の利用等）から暴力団を排除する。

(6) 区民等に対する支援

区は、区民等が暴力団排除活動に自主的かつ相互に連携し取り組むことができるよう、東京都及び警察等と連携し、区民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行う。

(7) 青少年の教育等に対する支援

区は、青少年の教育、育成に携わる者が、青少年に対し、暴力団への加入や暴力団との接触による犯罪被害を防ぐための指導、助言等、必要な措置を円滑に講ずることができるよう、東京都及び警察等と連携し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行う。

2. スケジュール案

平成24年6月 区議会（第2回定例会）へ条例提案

平成24年7月 関連規則、要綱の整備

平成24年8月 条例施行、区報及びホームページ等での広報

<参 考>

1. 中野区の暴力団排除の取り組み状況

(1) 公共事業等の契約からの暴力団排除

中野区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（2011年1月4日施行）に、暴力団排除を規定

(2) 区営住宅等からの暴力団排除

① 中野区営住宅条例（2011年4月1日施行）に、暴力団排除を規定

② 中野区民住宅条例（2011年4月1日施行）に、暴力団排除を規定

③ 中野区立福祉住宅条例（2011年4月1日施行）に、暴力団排除を規定

④ 中野区まちづくり事業住宅条例（2011年4月1日施行）に、暴力団排除を規定

2. 各区の暴力団排除条例の制定状況（平成24年4月9日現在／警視庁資料）

(1) 条例施行（9区）

・渋谷区（23年11月1日施行）

・台東区（23年12月19日施行）

・中央区、文京区、江東区、目黒区、杉並区、豊島区、荒川区（24年4月1日施行）

(2) 今後、区議会へ上程予定（13区）

千代田区、港区、新宿区、墨田区、品川区、大田区、中野区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

(3) 検討中（1区） 世田谷区